

電気通信紛争処理委員会への申請等における旧姓使用について

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）、電波法（昭和25年法律第131号）及び放送法（昭和25年法律第132号）の規定（以下「事業法等の規定」という。）に基づく電気通信紛争処理委員会への申請等における旧姓の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うこととしております。

記

- 1 事業法等の規定に基づく申請等に係る氏名欄の旧姓使用（旧姓のみを記載すること、又は現行の氏名に加えて旧姓を記載することをいう。以下同じ。）について

申請者等が申請等を行おうとする際に、旧姓使用を希望する場合は、旧姓を使用することができます。

- 2 申請書等への記載

申請書等の氏名欄において、旧姓のみを記載することを希望する者は旧姓のみを記載し、現行の氏名に加えて旧姓を記載することを希望する者は旧姓を括弧書きで併記してください。

（あっせん申請書の記載例）

旧姓を併記する場合は、[□□]に追記

様式第1(第4条第1項関係)

あっせん申請書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 総務[□□] 花子

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

(申請者が電気通信事業法第164条第1項
第3号に掲げる電気通信事業を営む者で
あるときは、記載を要しない。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署
名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調
不能のため、電気通信事業法(関連条項(注1))

の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所 総務[□□] 花子

以上

担当 総務省電気通信紛争処理委員会事務局